

特定小型原動機付自転車「特定原付」として

電動キックボードに 新しいルールが できました!

安全&
快適に!



安全安心を推進する
マスコットキャラクター
みまもりぬめ

令和5年
7/1
から施行

✓ **ヘルメット**を着用しよう
(努力義務)

✓ **飲酒運転**しない

✓ **曲がる時はウィンカー**

✓ **車道か
自転車道**が原則

✓ **運転中は携帯電話等**
を使用しない

✓ **二人乗り**しない

✓ **信号や標識**を守る

✓ **道端などに
放置**しない



✓ **16歳未満は運転禁止**
16歳以上は免許不要

✓ **自賠責保険(共済)**に
加入する

✓ **ナンバー
プレート**をつける



※イラストはイメージです。

7/1に新設 「特定原付」とは

- 1 車体は長さ190cm以下・幅60cm以下
- 2 走行中に最高速度設定を変更できない
- 3 原動機の定格出力は0.6kW以下
- 4 オートマ(AT機構)である
- 5 時速20kmを超える速度が出ない
- 6 最高速度表示灯が備えられている
※経過措置があります。

● 1~6を満たしていない場合、形状が電動キックボードでも一般原動機付自転車等に分類され、車両区分に応じた交通ルールが適用されます(運転免許が必要など)。

東京都の
HPはこちら



警視庁の
HPはこちら



「特定原付」電動キックボードのルールとは？



新設

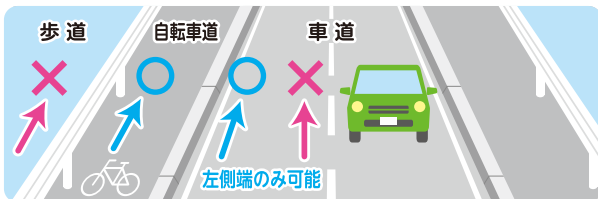
区分	年齢制限	免許	ヘルメット	速度制限	走行場所	最高速度表示灯
一般原動機付自転車(従来の原動機付自転車)	16歳以上	必要	義務	30km/h(法定)	車道	—
特定小型原動機付自転車	16歳以上	不要	努力義務	20km/h(最高)※	車道・自転車道	緑色点灯
特例特定小型原動機付自転車	16歳以上	不要	努力義務	6km/h(最高)※	車道・自転車道・特定の歩道	緑色点滅

※速度抑制装置で制御

切替可能な車両もあり(走行中は不可)

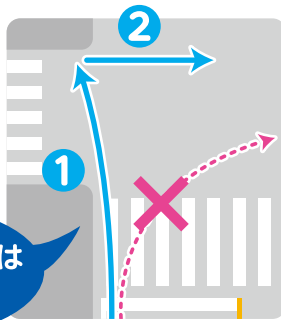
● 車道や自転車道を走ろう ●

車道と歩道または路側帯の区別があるところでは
車道(もしくは自転車道)を走行します。



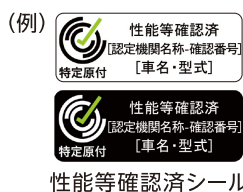
信号や標識・
標示を必ず確認し
交通ルールを
守りましょう。

交差点での右折は
二段階で!



● 安全な車両に乗ろう ●

道路運送車両法の
保安基準に適合した
車両であることを
確認しましょう。



● 歩道通行は例外 ●

「特定原付」のうち、「**特例** 特定原付」のみ
自転車が通行可能な歩道
(標識等で特例特定原付の通行が
禁止される場合は除く)に
限り走行できます。
歩道は**歩行者優先**です。



個人所有と
シェアリングで
交通ルールに
差はありません



電動キックボードの新ルールをチェック

都民安全 特定原付 検索